平成２６年（フ）第９２７号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目29番７号ルミエール穂高Ａ101号、開始決定時の住所東京都八王子市久保山町２丁目23番地３
破産者　永田久美子
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８号
愛知県北名古屋市高田寺後明46番地１
破産者　中尾　智治
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４１号
堺市南区御池台４丁９番３号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市浜町13番３―154号
破産者　浦田　昭彦
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２４号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―406号
破産者　今井　　修
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７号
兵庫県三田市南が丘１丁目12番１号　502号
破産者　小松　隆晴
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市売布山手町５番５号
破産者　中山　　章
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
兵庫県伊丹市南町４丁目４番９―302号、前住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目２番地５　メゾン塚口24号
破産者　比嘉　雄三
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
福岡県うきは市吉井町桜井300番地
破産者　國武　道夫
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８７号
北海道夕張郡栗山町字共和26番地８
破産者　田村　秀雄
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４５９号
愛知県刈谷市泉田町市場屋敷19番地、開始決定時の住所愛知県刈谷市泉田町宮下１番地１マジェスティ泉田102号
破産者　神谷　圭文
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
愛知県岡崎市保久町字十三塚10番地８
破産者　しばたテックこと　柴田　章二
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
兵庫県西宮市今津真砂町１番　今津浜パークタウン12棟606号室、住民票上の住所大阪府泉南市新家725番地の241
破産者　山本　　寛
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目30―１産業技術短期大学青雲寮、住民票上の住所岡山県岡山市東区瀬戸町肩脊1431番地
破産者　植田　泰壮
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８１号
広島県三原市小坂町1142番地２
破産者　早川　理子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第９８号
広島県尾道市因島土生町1752番地39
破産者　串野　光男
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１０１号
広島県福山市沼隈町大字草深1536番地１
破産者　佐藤　洋子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２０７号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷388番地
破産者　中川　秀和
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係